

高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県戦争犠牲者団体援護費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉事業を推進するため、公益財団法人高知県遺族会（以下「補助事業者」という。）が行う別表第1に掲げる事業に要する経費に対して補助する。

(補助額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に対する補助額は、定額とし、予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の完了後5年間保管すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続

の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金の交付を申請するに当たって、県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の20パーセントを超える補助事業の内容の変更又は補助対象経費相互間の経費の配分の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、1部を補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 前項の補助事業等実績報告書は、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるもの

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(附則)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業主体 （補助事業者）	補助対象事業名	補助率	補助対象経費
公益財団法人 高知県遺族会	1 英霊顕彰事業	定額	市町村、地区遺族会等が行う慰霊及び英霊顕彰事業への参加 千鳥ヶ淵戦没者墓苑等団体参拝の引率 戦跡慰霊事業の実施及び参加 上記事業の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料（沖縄「土佐之塔」 慰霊式典開催に係る委託業務）及び祭礼費（祭礼に必要な供花料及び 供物料に限る。）
	2 遺族福祉向上事業	定額	会員の研修会等会議の開催、全国会議等への出席及び地区遺族会の指導 等の実施のために必要な次の経費 旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費及び研修費（研修に必要な 旅費及び需用費（食糧費を除く。）に限る。）
	3 広報啓発事業	定額	遺族会報発行等の広報の実施のために必要な次の経費 需用費（食糧費を除く。）及び役務費

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 高知福政第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第8条の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

（補助金交付申請金額は、変更前は上段に朱書、変更後は下段に黒書により併記してください。）

2 変更（中止・廃止）理由

3 添付書類

（1）事業計画書（変更前は上段に朱書、変更後は下段に黒書により併記してください。）

（2）収支予算書（既提出分と変更がない場合は、省略してよいものとします。）

第3号様式（第9条関係）

概算払請求書

金 円

上記高知県戦争犠牲者団体援護費補助金（決定通知番号 号）を概算交付されますよう高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第9条の規定により、請求します。

概算払請求理由

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

年 月 日

高知県知事 様

申 請 者
住 所
氏 名

第4号様式（第10条関係）

第 号

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け 高知福政第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県戦争犠牲者団体援護費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金受入済額 円
- 3 補助金受入年月日 年 月 日
- 4 補助事業完了年月日
- 5 添 付 書 類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書